

パブリック・コメント実施結果について

パブリック・コメントにお寄せいただいた意見と、その意見に対する市の考え方を公表します。
貴重な意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見の提出状況

計画案等の名称	守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)		
意見提出期間	令和7年1月15日(水)から2月14日(金)まで		
意見提出者数	15人	意見件数	101件 (同様意見含む)
意見の反映結果	A : 意見の内容が計画案に含まれているもの B : 意見を踏まえた修正・対応をするもの C : 意見または要望として承ったもの		

※ いただいた意見は、概要を掲載しています。

※ パブリック・コメントは、いただいた意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためものではありません。

※ いただいた意見のうち、本計画案の内容に関する意見ではない所感などについては、関係課に伝達しました。

2 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当ページ	意見の概要	意見の反映結果	意見に対する市の考え方
1	P2~7	人口推計値が過去から変更が重なっているため、正しい根拠がわかりづらく感じます。根拠を明確にすることが定量的な判断の前提ですので、推計の根拠は誰にでもわかるように明確に示すのが望ましいと考えます。	A	当該基本方針で採用した児童生徒数推計については P2 下段に出典元の記載をしています。 児童生徒数推計は、当該地域における居住者のうち市立小中学校に通っている人口を基準とするため、学校区別集計人口(住民基本台帳)の人口を基準データとして用い、別に公表されている町丁目別集計人口(住民基本台帳)に基づき、人口推計手法の最も一般的なコーホート要因法に、新たな開発要因を加え計算しております。
2	P2~7	令和7年度から始まる学校選択制度導入は児童・生徒数の予測が困難な点が課題で根本的な解決にならない中、今回の基本方針ではどのように児童数推計を計算されたのでしょうか。	C	特定地域選択制度導入後の推計値については、令和7年度に学校選択された児童数の実績を基に、同数程度が

3	P2～7	20代女性の転出が多いために児童数が減るとの見込みでしたが、その原因は分析されているでしょうか。推計根拠を示していただくと納得感があるように思います。また、他部署の範疇かもしれませんが、児童数が減ることは市にとって良いことではないはずであり、そこに対する対策が必要と考えます。	B	選択すると仮定して推計しております。また、20代の転出傾向については、男女別や個別地区の傾向ではなく、市全体の傾向と捉えています。特に、本市で出産率の高い20代後半から30代の世代については、令和6年(2024)は令和元年(2019)と比べて1000人近く減少しており、直近3年間では平均6%の減少となっています。これら、推計の根拠につきましては、参考資料として基本方針に掲載する方向で検討いたします。
4	P2～7	人口推計が都合の良い値に感じる。1番多い場合、通常、1番少ない3パターンでだせないか。 (同様の御意見4件)	C	3パターンでの推計については今後の推計の参考とさせていただきます。児童数減少対策が必要との御意見につきましては、少子化対策、人口減少対策の担当部署に伝えてまいります。
5	P8	P8には各学校の改修予定年度が記されているが、今後、改修を具体的に計画する段階で、本適正配置案と整合させる必要があると思う。	C	学校施設長寿命化計画は、既存施設の老朽化度合いに応じた実施計画ですが、改修の際には社会背景等を考慮することとし、当該方針とも連動して進めていくものとなっています。将来的に小規模校となるからといって老朽化を放置することはできませんが、当該基本方針に沿って改修の必要性や地域ニーズに応じた複合化など、事前に計画的な検証をしております。
6	P8	大野小ではR16年度には1学年10人前後となり複式学級となる可能性も出てくるが、R14年度に大規模改修予定とされており、合理的ではない。R16年度に達する前に、改修の必要性和併せて統廃合についてしっかり協議していくべき。	B	御意見いただいた内容については、P.8の「3. 学校施設の状況」の中で、「社会構造の変化に応じた公共施設の計画的な更新・統廃合・長寿命化の検討」と記載されておりますが、学校施設についても「児童数など地域の状況に応じて柔軟に改修工事を行うこととし」と追加し、御指摘のとおり、改修年度が近づいたから改修するということではなく、改修の必要性や地域ニーズに応じた複合化など、事前に十分な検

				証をしまいいります。
7	P9	学校に係るコストについて、全てが市負担分なのか。コストの中の施設面で係る割合が多いように思うがなぜか。学校別のコストも記載してほしい。 (同様の御意見 4 件)	C	P9 のとおり「学校に係る全体コスト」については、市負担分のほか、教職員人件費に係る県負担分があります。 また、学校施設を適切な状態で維持管理するため、各学校においては定期的な修繕に加え、市立小中学校は建築から30年から40年ほど経過している建物がほとんどです。このため、学校施設長寿命化計画に基づいて築80年まで使用できるよう、長寿命化のための大規模修繕工事を計画的に行っております。また、教室への空調設備や体育館の空調設備など、子どもたちが快適に過ごせるよう、整備も行っておりますので、御理解ください。 また当該基本方針は市内全体の小中学校の適正規模・適正配置方針を定めるものであるため、建設的な議論を通じて対応策を検討する中では、本市の財政状況を踏まえ、学校教育維持に係る総コストを考慮することも重要な視点となります。学校個別のコストについては、当該基本方針の策定に必要なデータには該当しないと考えます。
8	PII	特別支援教育が増加傾向にもかかわらず、黒内小の今後の推計においては特別支援が増える傾向が見られず、ほかの学校よりも特別支援教室の割合が少ないように見受けられる。学校や学校教育課は何か対策しているのか。各学校の実態を知りたい。増加している学校は原因を把握しているのか。今後教室数は足りるのか。 (同様の御意見 1 件)	C	特別支援学級は、障がいに応じて学級を設置しております。実績や傾向により特別支援の児童生徒数は推計しておりますが、学級数推計には難しい面があるのは事実です。普通学級数のみではなく、特別支援教室数も見据えた形で保有教室数が不足しないよう、慎重に進めてまいります。 当該方針は特別支援学級に関する計画ではありませんので、学校等で実施する個別対策については記載いたしません。

9	P13	『守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)』の p.13 にある、学校規模別の特性の表ですが、参考にされた『文部科学省「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会(第8回) 配付資料」』が平成20年のもののように、資料としてはかなり古いのではないかと。	C	御指摘の資料は、国が全国の都道府県・市町村の適正配置等の計画などから抜粋して作成したものであり、普遍的な内容がまとめられていると認識しています。また、資料として使用するに当たっては、市内外の教職員ヒアリング結果も盛り込み、学校側の確認を経ております。
10	P15	P15には特別支援学級数は適正規模を判断する学級数には含めないと記載されていますが、P17には特別支援教室数を加えると保有教室数の不足が見込まれる際には、適正規模化を速やかに検討すると記載されており、矛盾しているように読めます。原案では、適正規模でも教室数は不足するという状況が生じます。理屈で基準を定めても、実際には教室数を睨んだ運営となるはずで、実態との乖離が生じ得る基準の策定は問題を生じやすくさせます。ここはP15の「基準」の項目においても、「特別支援学級数を含めた総数を十分に考慮して適正化を検討する」との但し書きを付記することが望ましいと考えます。	B	P15③の「市の基準」は、適切な学級数を数値で示し、適正化を検討する余地について記載する箇所ではありません。このため、P15に「適正化を検討する」とは記載できませんが、「特別支援学級は設置基準が異なることから、適正規模を判断する学級数には含めません。」を「特別支援学級は設置基準が異なることから、国に準じて適正規模を判断する学級数には含めませんが、特別支援学級数を含めた総数を十分に考慮してまいります。」に修正いたします。
11	P15	・校長会でこのような基準にしたと聞いた。各学校の校長先生に自校での小学校24学級、中学校24学級の時間割を作成していただき、やっ	C	小中学校の適正規模(小12~24学級、中9~18学級)は、市内学校運営状況について現場の学校長から聞き取り等を行い、その学級規模範囲であれば教育活動を適切に行えると判断

		ていけることを示してほしい。 特に小学校は 18 学級と 24 学級の時間割を作成し、24 学級の方が良い教育ができると示してほしい。そうしないと納得できない。 ・中学校が8学級以下は免許外指導が発生するのは残念すぎる。茨城県全体に教員が不足しているのは理解しているが、守谷市独自で教員を確保するなどできないか？ (同様の御意見 3 件)		いただき、採用した経緯があります。 時間割については、市では、学級規模にかかわらず、特別教室や運動の場の確保、特別支援学級児童の円滑な交流を確保するため、全学校において以下手順で編成しています。 ①教科専科(理科、音楽、図工、英語)授業と特別教室の割当→②体育施設(体育館、校庭)の割当→③特別支援学級(相談学級)児童の時間割と交流学級(通常の学級)の時間割との擦り合わせ このため、これまでに教科専科授業や特別教室等が不足する状況は発生していません。現在の市の教育課程が 1 週間に 27 コマ設定であることから、24 学級は、時間割に問題なく、十分に適切な運営が行える学級規模となります。 また、市独自での教員確保について、既に小学校では市費負担により教科担任教員を採用しておりますが、中学校では実施していませんので、今後の検討課題とさせていただきます。
12	P15	現場の先生にも適正規模についてのアンケートをとったとあったが、どんな内容だったのか？小学校はダイレクトに18学級と24学級どちらがやりやすいですか？みたいな感じなのか？ あと、教員も経験の差があるので、アンケートをしても意味が無いと思う。18学級、24学級どちらも経験したことのある教員はどれぐらいいたのか？	C	学校教職員に対するアンケートについては、学校規模によるデメリットや適切な適正規模化策、望ましい学級数、最低限必要な学級数、許容できる通学時間と距離、通学時間が長い児童生徒に対する配慮内容などについてお聞きしました。 対象となる教員は全小中学校職員となり、匿名で実施したため特定はできませんが、教員は毎年県内で異動しますので、様々な規模の学校勤務経験者がいる状況です。

13	P16	2キロを半径で考えるのをやめていただきたい。道のりを出すべき。通学時間の目安もあわせて載せてほしい。中学校の4キロは自転車通学する子もいるからだと思うが、道路事情もしっかりと考えてほしい。道が悪い学校もある。(同様の御意見2件)	C	P16にある「通学距離の目安」は、各校の現在の通学区域がおおむね小学校では2km圏内、中学校では4km圏内で集約されており、市内全域を網羅できる距離であり、かつ国の基準以下であることから配置上問題ないとして設定したものです。なお、この距離は目安であり、新たに通学区域を設定する場合には道のりも考慮して検討してまいります。また、通学時間については学年により速度が違ってくるほか個人差もありますので、記載しないこととします。ただし、P16の考え方のとおり、新たに通学区域を設定する場合には、通学路の安全性や防犯性、通学時間も含めた通学時の負担を考慮し、その対策などを検討してまいります。
14	P16	「(2)通学距離の目安 ■通学距離の考え方」について「…遠距離となるケースでは、スクールバス等による通学支援など、…」とあるが、「…遠距離となるケースでは、スクールバス、路線バス、モコバス、デマンド交通等による通学支援など、…」と変更し、モコバスのルートや時刻変更、路線バスの活用、デマンドタクシー利用の集団登下校など複数の手段での通学支援を実施してほしい。	C	御意見いただいた、「…遠距離となるケースでは、スクールバス、路線バス、モコバス、デマンド交通等による通学支援など、…」につきましては、「スクールバス等」に他の公共交通機関を含めておりますので現状の表記のままいたします。 また、モコバスの改善やデマンド交通の利用につきましては、担当部局と協議し、検討してまいります。
15	P17	「速やかに検討」の速やかな度合いを知りたい。こういうスケジュール感で進むなど。	C	地域と課題共有、対策の検討、対策の周知、実施、の流れとなり、実施までには早くて3~5年は掛かると考えられます。しかし、地域の状況など個別要因により実施までの期間は違ってくるため、一概には言えないと考えております。

16	P17	適正配置を検討する時期は、10 年後では遅いと思う。実数で検討していただきたい。	C	今後数年間は実績に基づいた児童生徒数推計を継続し、守谷市通学区域審議会に報告して地域の状況を把握し、適正規模化策の検討是非について毎年審議してまいります。
17	P17	市の推計は、人口減少を前提とした運営であるため、複式学級になるタイミングでの議論ではなく、速やかに統廃合の検討を行い、適正規模校の学校運営を行えるようにすべき。老朽化した校舎の工事の改修費用、教員等の人材確保、適正規模での児童の発育など、財政面のみならず、多数のメリットがある。（同様の御意見 1 件）	C	学校は地域の拠点施設であることから、統廃合は、児童生徒、保護者、地域などへ与える影響が特に大きいと考えますので、地域の皆様の御理解と御協力をいただけるよう慎重に協議・調整を進める予定です。 小規模校対策については、当該基本方針策定後、まずは地区ごとの課題について全地区に向けて情報提供し、問題意識を地域と共有して進めてまいります。
18	P19	大野小学校や高野小学校は単学級のためクラス替えができない。いじめが発生した場合逃げ場がないので、統廃合しスクールバスを走らせ適正な教育環境を用意すべきではないか。（同様の御意見 1 件）	C	また、いじめが発生した場合、学校で適切な対応に努めてまいります。
19	P16～17	地域性という言葉の意味合いが曖昧だと思います。また、地域性への考慮をしすぎると、地域性の薄い或いは新しくて地域性の無い地区にしわ寄せが行く要因となりかねません。現に、R7 年度から運用が始まる特定地域選択制（スクールバス）の策定においては、その議論の過程で、まさに地域性の乏しい地域に対象が限定されていきました。この過程を軽く見	B	御意見のとおり、「地域性」に何が包含されるかは受取方により違ってまいりますので、地域コミュニティ活動や防災面、 地域の沿革 といった具体的な記載内容に修正していきます。

		過ごすことがあってはならないと思います。各種の議論において、地域性という言葉が独り歩きしないような文言の加筆や工夫が必要に思います。地域性を盾にすれば、あらゆる方策への不同意が可能と読めるような文言は適切でないと思います。		
20	P17	各小学校の設備（体育館、校庭）の規模によって、適正な水準があると思う。例えば、校庭が小さい小学校は体育や運動会等のイベントの実施等の状況を加味して水準を決めた方がよいのではないか。一律、国の基準を引き上げる理由、必要性はあるのか。	C	望ましい学校規模について、小学校については最大で24学級としておりますが、P17にあるとおり、学校施設の収容能力や設備の状況等についても総合的に検討していくこととしています。
21	P17	10年後に複式学級の発生が見込まれる段階で適正規模化の検討が開始されるのでは遅すぎると思います。P8やP9に示された改修や維持のコストも大きくかかってくるわけですから、「1学年1クラスの小規模が継続する場合にも、適正規模化の検討を開始する可能性がある」、との但し書きを付与しておくのが望ましいと考えます。その方が、今後の総合計画の変更などの際にも柔軟に対応できるはずです。	B	御指摘のとおり、P17に追記いたします。
22	P18～20	P18-20にある適正化手法と解決すべき課題について、現時点での見込みでQCD評価での数値化を入れて優	C	御指摘のとおり、適正規模化策の実施に向けては、地域に対して現状と今後の見込み、対策案の説明、協議、周知といった一定期間が必要と考えます。

		先着手案を数個に絞り、早期に関連住民へ説明すべきと思います。5 年程度前から事前説明があれば、住民との議論や住民の納得を得ることで、多少難易度が下がると思います。		対策案の絞込みの際には、QCD の観点も考慮して検討してまいります。 また、将来推計については毎年度検証を行うとともに、実績データを積み重ねて継続して推計を行い、市ホームページ等で公表してまいります。
23	P19	地域との関わりの課題に関し、具体的な対応策を検討すべきである。解決に向けた具体的な対応をする旨も方針として盛り込み、早急に対応できるように定めておくことが基本方針としての役割であると考えます。	C	P19～20 に記載のあります、適正化手法別の課題内容については、個別のケースにより相違してまいりますので、今回の方針案には具体的には記載しないことといたします。しかし、具体的な対策を検討する場においては、どのような対策が可能かについて、予算も含めて提示し、地域の皆様と協議していききたいと思います。
24	P20	「短期的な傾向」や「将来的にも学級規模が継続する」との文言はいかようにでも受け取れ、立場の違いによって解釈が真逆になってしまいます。より具体的に「〇〇年程度の」との文言を加えるべきであると考えます。また、「将来的にも学級規模が継続する」との文言には違和感があります。どの程度の学級規模かが明確であるように修正が必要と考えます。大規模校程度の学級規模でしょうか。或いは、過大規模校程度でしょうか。	B	御意見のとおり、曖昧な表現は受取方により違ってまいりますので、P20 の該当箇所については以下のとおり修正いたします。 「短期的な傾向」→「学級数の増加が5～10 年程度の傾向」 「将来的にも学級規模が継続する」→「10 年以上にわたって適正規模を超える学級規模が継続する」
25	P20	すでに実施した学校選択制の導入について、その過程と効果について触れるべきと思います。また、現状の学校選択制においてはコストが発生しておりますので、コスト面	C	当該基本方針は、市内小中学校全体の適正配置基本方針となりますので、個別の対策に関する過程や効果については本編には記載いたしません。 また、課題の軽重につきましても、個別のケースにより相違してまいりますので

		も課題に含めるべきかと思っています。それぞれの手法における解決すべき課題についても単に“○”とするのではなく、課題の軽重判断も実施すべきだと思います。		で、今回の方針案には記載しないことといたしますが、具体的な対策を検討する場においては、コスト面も含めた協議ができるよう進めてまいります。
26	P2I	守谷中学校において将来的に教室不足が発生しないよう、現実的な見通して進めてほしい。	A	御意見いただいた内容については、P2I ②適正配置の方向性の中で、「守谷中学校では教室数の不足が生じる可能性があることから、今後学級数の数位を注意深く見守り、教室数の不足する可能性が高まった場合は、特別教室等の利用状況に配慮しながら教室の増築または通学区域の変更を検討します。」と記載されており、毎年児童生徒数推計を行い、教室が不足しないよう適切に対応します。
27	P2I	中学校の1クラスあたりの生徒数の記載がないのでわかりませんが、2026 年より基準が 35 名になることが報道されています。その場合における推計はされているのか、わかるように記載が必要だと思います。特に、特定地域選択制においては守谷中学校を選択することもできるため、推計値の根拠が不確実であると考えます。	B	市では、小学校では全学年、中学校においても1学級35人で編成されておりますので、当該基本方針でも35人学級を想定した推計を基にしておりますので、P3 下部にその旨記載いたします。特定地域選択制度を利用した児童については、小学校4年生から毎年度進学先中学校の希望を聴取し、守谷中学校生徒数推計に反映させて、早めの対応が可能となるよう進めてまいります。

28	P21～ 24	中学校区ごとの適正配置の方向性において、大野小学校と高野・松前台小学校について言及された文言に違いがあります。各小学校において対応に差があってはいけないと思います。大野、高野、松前台だけでなく、小規模校に関する対応を統一すべきだと考えます。地域性や一体性を考慮すべき場合でも、その運用が統一的になされるように言語化すべきだと考えています。小規模校への対策は今から積極的に取り組んだ方が、将来に向けても良いと考えます。現在の小規模校への対策に関して、適正規模化に向けてもう少し踏み込んだ表現で言語化することを提案いたします。 (同様の御意見 1 件)	B	大野小学校は地域に支えられながら単学級の状態が長く続いている点が高野と沿革が異なっているほか、直近 10 年間の児童数減少率が最も高いのが高野小学校(▲8%)、次に松前台小学校(▲4%)であるため、より児童数推移に注意を要するということで表現を変えておりました。しかし、小規模校の適正規模化策を検討する時期は「10 年後に複式学級が発生することが見込まれる場合」となりますので、御指摘のとおり誤解を招く可能性があることから表現を統一するよう修正いたします。 小規模校対策については、当該基本方針策定後、まずは地区ごとの課題について全地区に向けて情報提供し、問題意識を共有してから進めてまいります。
29	P25	児童数生徒の動向について積極的に発信、とあるが、具体的な方法、頻度について教えてください。 また、保護者、地域住民との連携とあるが、そちらについても具体的な方法、頻度について教えてください。	C	児童生徒数の動向については、今後数年間、毎年児童生徒数推計を行い、結果がまとまり次第、審議会で報告するほか、市ホームページ、SNS 等で公表してまいります。 P19-20 で過小規模から適正規模、過大規模から適正規模の中で、考えられる適正化手法と解決すべき課題の中で、学校関係者、保護者、地域との連携としていますとおり、説明会等を適宜開催してまいります。
30	P25	守谷市通学区域審議会メンバー構成について教えてください。 また、毎年度各地域の状況により適正化検討の必要性	C	守谷市通学区域審議会条例第2条第2項に規定があり、小中学校長、小中学校 PTA 会長、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者、のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱

		等について審議とあるが、具体的な開催方法、頻度について教えてください。		すると定めております。 今後の審議会は、毎年度 1～3 回を目安に開催してまいります。
31	P25	部会の設置について「具体的な検討が必要となった際に設置」とありますが、条件を具体的に記載願います。	A	P17 ページにあるとおり、小規模校については10年後に複式学級が発生し、過小規模校となる水準が見込まれる場合、大規模校については、10年後に過大規模校となる水準が見込まれる場合に、部会を設置いたします。なお、黒内小学校については令和7年度に部会を立ち上げ、通学区域の変更等について検討を始める予定となっています。
32	P25	「適切な頻度で児童、生徒数推計を行い」とありますが、最低限の頻度を明記してください。 (同様の御意見 1 件)	C	今後数年間は、毎年度児童生徒数推計を行ってまいります。
33	その他	学校選択制度によって、地域のコミュニティや保護者同士のつながりが希薄化する恐れがある。地域社会や子どもたちに与える影響を検討し、制度の柔軟な見直しや、特定の学校に偏らない選択肢の検討をお願いしたい。 (同様の御意見 1 件)	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は学校選択制度に関する計画ではありません。 適正規模化策として学校選択制度等を検討する場合は、地域コミュニティ等想定される課題を考慮して進めてまいります。
34	その他	スクールバス制度に関する、学校見学会が平日の為、働く保護者が参加しづらい。休日開催やオンラインでの配信の検討をお願いしたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針はスクールバス運行に関する計画ではありません。 見学会では、実際に子どもたちが学んでいる姿、遊んでいる姿を見ていただきたいため平日に開催しています。休日開催するためには通学する子どもたちやその御家族に多大なる影響が生じるため難しいと考えます。またオンライン配信については児童の肖像権があるため、現実的に困難と考えます。

35	その他	スクールバス利用者の遅刻者への対応について、モコバスの便が 8 時半ごろまで来ないため、不安である。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針はスクールバス運行に関する計画ではありません。 遅刻者対応としては、8 時までにはバス停に到着いただければ、バス停補助員が 8 時半過ぎのモコバス等への乗車支援を行う予定となっていますが、原則、発着時間に間に合うような登校をお願いいたします。
36	その他	スクールバスを利用する児童について、放課後に地元の児童と遊ぶ機会が少なくなる可能性がある。校庭の開放や児童クラブ・放課後子ども教室の柔軟な利用、友人宅へ訪問後にもスクールバスを利用可能などの制度の検討をお願いしたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針はスクールバス運行に関する計画ではありません。 スクールバスを利用する児童については、放課後子ども教室の利用料を無料にすることで、地域の児童との交流機会の確保に努めております。また、スクールバスは、学校登下校の利用に限定されますので、御理解ください。
37	その他	スクールバスの説明会について保育園との行事と重なってしまい参加できなかった。保育園の日程調整を行うことや、保育園での説明会を行うなど検討してほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針はスクールバス運行に関する計画ではありません。 該当地区の対象世帯は市内外の様々な幼稚園・保育所を利用しており、全ての幼稚園、保育所を把握して全施設で日程調整することは困難と考えます。このため、今後の説明会は幼稚園や保育所で行事が行われる可能性が低い日曜日に開催することを検討しております。幼稚園・保育所での説明会については、該当園・所の保護者の皆様から要請をいただければ、個別に対応可能と考えます。
38	その他	スクールバスの出ない地区の児童が、過大希望校対策として別の小学校へ通学する場合も、特定地域選択制地区と同様に、放課後子ども教室を無料にしてはいかがか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は特定地域選択制度に関する計画ではありません。 過大規模校から他の小学校へ就学校変更を行った際も、放課後子ども教室は無料とさせていただいております。今後、十分な周知に努めてまいります。

39	その他	スクールバスを選択した保護者、子どもたちが近所の黒内小学校を選択した子ども達と断絶しないよう、早急に松並青葉エリアに高校生まで利用できる児童センターの開設を望みます。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針はスクールバス制度等に関する計画ではありません。 御意見につきましては、児童センター担当部署と共有してまいります。
40	その他	この推計値を見て、市長自身はどう思うのか、考えを聞きたい。減らしたいのであれば、つくばエクスプレスの東京延伸はやめていただきたい。延伸すれば、利便さを感じ、人口は増えると思う	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は市内小中学校の適正配置に関する計画です。 いただいた御意見につきましては、市幹部と共有いたします。
41	その他	市長が果たす役割が見えません。過去のタウンミーティングでも市長および教育長が要求され、それに応えると回答されたと記憶していますが、それが果たされていません。説明会や試乗会等にも一切顔を出さず、市長が本件をどのように捉え、どのように対応していくつもりかが全く見えないことが対象保護者にとって大きなストレスになっていることをきちんとご認識いただきたいと考えます。		
42	その他	第三次守谷市総合計画では人口が減少するのを食い止めるために市が施策を投じる計画であるのに、なぜ本基本計画(案)では人口が減った推計値がでているのか。人口が大幅に増えた場合の対策はどうするのか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は市内小中学校の適正配置に関する計画です。 第三次守谷市総合計画では施策により人口減少を抑えることを仮定した推計を採用しておりますが、当該基本方針では、当該地域における居住者のうち市立小中学校に通っている人口(実績)を基準とし、学校区別、町丁目別集計人口データ(住民基本台帳)に基づき、人口推計手法の最も一般的なコー
43	その他	令和6年度守谷市児童生徒数推計業務(令和6年11		

		月)を基に作成された守谷市の総人口の推移と将来推計は、守谷市最上位計画である第三次守谷市総合計画人口ビジョンの計画からみると令和25年では約 5,000 人の開きが生じています。今後、上位計画である第三次守谷市総合計画人口ビジョンの計画通りに人口が推移した場合は、人口の差異についてどの様な対応をしていくのか。		ホート要因法に、新たな開発要因を加えて算出しています。 また、今後数年間は継続して児童生徒数推計を行い、毎年守谷市通学区域審議会にて報告し、審議会で推計値の確認を行った上、傾向に合わせた対策を検討していく予定となっています。 仮に大幅に増加する推計値が出た場合においても、事前の対応は可能と考えます。
44	その他	・松並青葉の 20 代の流失が多いので、その値を加味させたとのことだが、住んでいる者としては変わらない感じがする。 ・守谷駅周辺に住んでいる者としては人口が減るように思えない。		
45	その他	生徒数の片寄りが問題とのことですが、規模適正化の前に、守谷市に住もうと思う市外・県外の人に対して、今人口が減少しつつある地域を子育て世代に選んでもらえるような街づくり、子育て世代向けの交通網の改善を行い、学生人口の片寄りの改善を行ってください。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、市立小中学校の適正配置に関する方針となります。 御指摘の点につきましては、今後の少子化対策、人口減少対策の参考として、担当部署にお伝えいたします。
46	その他	市の将来人口推計では減少ありきで全ての方針を検討されているようですが、減少するからこそ子ども、ひいては子どもの学び場である学校を今から整備する必要があるのではないのでしょうか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、市立小中学校の適正配置に関する方針となります。 御指摘の点につきましては、今後の少子化対策、人口減少対策の参考として、担当部署に伝えてまいります。

47	その他	松並青葉一丁目を黒内小、二丁目を御所ヶ丘小、三丁目、四丁目を郷州小に学区を見直した場合、児童数推移がどうなるか、御所ヶ丘小、郷州小、各中学校の教室数に支障がないかを知りたいです。また、小規模校化抑制、黒内小が仮設にたよらなくてよくなる等の効果がどれほどかお示しいただきたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 令和5年度に松並青葉地区の通学区の変更を検討した結果、一丁目及び二丁目を他の小学校へ変更した場合は受入れ小学校の教室数が足りなくなるという推計でありました。また、三丁目と四丁目を同じ小学校に変更した場合についても受入小学校の教室数が不足する可能性があるという推計が出ております。 今後も過大規模校対策として地域の協力を得ながら通学区の変更を検討してまいります。
48	その他	学区を個人の選択に任せるのではなく、市が児童数推計を根拠に一括して定めることで地域との繋がりや連携が取りやすくなるメリットもあるかと思います。熟慮すべきことではありますが、このまま就学校は、黒内小が基本のままルールなき選択制が続くと益々バラバラ感が加速し修正が付かない状況になり、毎年新入生家庭が混乱する結果となることを憂慮しています。令和8年度入学からぜひ抜本的解決を図れる対策を早期に示して実施してほしいです。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 御指摘の点については、過大規模校対策の参考とさせていただきます。
49	その他	黒内小・守谷中の過大規模校の児童生徒数減少は見込めないのが、町内会等の協力を得ながら、反発は相当出ると思うが、市が強制的に決める。 (同様の御意見1件)	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 黒内小学校の適正規模化対策については、令和7年度から特定地域選択制度を松並青葉地区導入し、更に大原地区を御所ヶ丘小学校、さつき台地区を松ヶ丘小学校、レクセルプラザ守谷

				を守谷小学校にと、通学区域の変更を行っております。今後も地域の理解を得ながら、通学区域の変更等を進めてまいります。
50	その他	現在から 10 年間は黒内小の過大規模は解消されませんが、そこに対してどういった対策を取るかが触れられていません。特定地域選択制を導入しても解決されないのであれば、それ以上に抜本的な対応が必要と考えますが、この 10 年間は“止むなし”という判断なのでしょうか。抜本的な改善を図ることも盛り込み、松並青葉だけでなく黒内小全体、もっと言えば、守谷市全体での問題として捉え、対応していくような方針を定める必要があると思います。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 黒内小学校の適正規模化策については、令和7年度から特定地域選択制度を松並青葉地区に導入し、更に大原地区を御所ヶ丘小学校、さつき台地区を松ヶ丘小学校、レクセルプラザ守谷を守谷小学校にと、通学区域の変更を行ってきました。今後は、P25 にあるとおり、黒内小学校適正規模化策を検討するための部会を立上げ、地域の理解を得ながら、黒内小学校通学区域全体を見て、通学区域の変更等を検討してまいります。
51	その他	現在、黒内小学校からバスを選択し、御所ヶ丘小学校、郷州小学校を選択した生徒が守谷中学校を選択できると理解しているが、あっているか？ また、この計画にはバスを選択した子ども達が御所ヶ丘中、愛宕中ではなく守谷中を選択することを加味しているのか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は特定地域選択制度に関する計画ではありません。 特定地域選択制度を利用し小学校を選択した児童は元の学区の中学校も選択できます。推計値は元の学区の中学校を選択する推計とはなっておりませんが、特定地域選択制度を利用した児童については小学校4年生から中学校希望のアンケートを行い、人数を把握してまいります。
52	その他	守谷中学校区の個別案件ですが、特定地域選択制度の対象を松並青葉地区に限る必要は無いと思います。次年度以降また時間をかけて、対象地域を黒内小学校区全域	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます	当該基本方針は特定地域選択制度に関する方針ではありません。 スクールバスについては、特定地域選択制度を導入するに当たり、特定地域（松並青葉地区）から選択校までの通学距離が3 km以上となることから運行

		へと拡張する方向性を検討してはどうかと考えます。現在の対象地域以外にも御所ヶ丘小学校や郷州小学校への通学を希望する児童は一定程度いると思われ、黒内小学校の適正規模化に貢献するものと考えられます。また、現在の特定地域選択制度では守谷小学校を選択できません。しかし資料中に示されている R11 年度の推計では、守谷小学校の児童数は R6 年度に比べて 200 名の減少が見込まれています。駅近くのマンション開発に対応するためにキャパシティを確保するとの方向性でしたが、いつできるかわからないマンションを気にするよりも、喫緊の課題である過大規模校の解消を第一に考えるべきではないでしょうか。		することとしたものです。このため、松並青葉地区の選択制度利用児童が優先されることとはなりませんが、利用対象者の拡大については検討の余地はあると考えます。対象者を守谷小学校に広げることについては、守谷小学校が通学区域変更可能な距離にあることから、今後の通学区域変更協議と併せ、慎重に検討していきたいと思えます。 ＊令和 6 年 12 月に、バス正座席に余裕がある場合は、北園交差点を通学経路に含む地区の方が御所ヶ丘小、又は郷州小を選択する際もスクールバス利用ができることとしました。
53	その他	郷州小は過大規模化しませんが、先日の説明会においては特定地域選択制が継続された場合の教室数確保の見通しが 4 クラス分しか実施していないと伺いました。この点は大きな不安を与える結果となりますので、早急に各学校の推計に基づいた計画案を策定し、具体的な絵として推計に即した内容で対応可能であることを示すべきと考えます。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます	当該基本方針は特定地域選択制度に関する計画ではありません。 郷州小学校の保有教室数は 22 教室で、特定地域選択制度を加味した児童生徒数推計においても、令和 12、13 年度に通常学級 16 学級、特別支援学級を合わせても 19 学級との推計結果が出ており、教室不足になる見込みではありません。現在の特定地域選択制度は、保有教室を見据え各学年 3 学級とする定員設定で進めていく予定ですので、今後数年間は、児童生徒数と合わせ、特別支援学級も含めた学級数推計を行い、その推移を注視してまいります。

54	その他	学校規模の適正化方策の基本的な考え方では、本市の特性や小・中学校区の一体性、地域コミュニティ活動や防災面といった地域性を十分に考慮する。となっているが、現実に黒内小学校や守谷中学校の教室が確保されなかった場合、どのような対策を講じるのか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 黒内小学校については、令和 9 年度以降、児童は減少傾向に転じる見込みとなっているほか、適正規模化策として通学区域の変更等を今後協議していく予定となっています。 守谷中学校については、今後数年間は継続して児童生徒数推計を行い、教室数が不足する見込みとなった場合は、学校プール跡地への増築対応を検討してまいります。
55	その他	特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向が続いており、特に小学校においてその傾向は顕著となる。その要因についても専門家（医師など）を交えて要因を調べたのか。 要因を調査していない場合、今後の対応についてどのように考えているのか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は市立小中学校の適正配置に関する方針です。 特別な支援を要する児童生徒の増加は全国的な傾向となっており、原因としては医療の発達や障がい・特別支援教育に対する理解の深まりなどにあると言われています。本市においても同様の傾向があるため、その推移を注意深く見守ってまいります。
56	その他	黒内小学校区の子ども達が、バスを選択することで近所の子とのコミュニティが分断される、また親同士のコミュニティが疎遠になる可能性がある。実際、コミュニティの分断を危惧して、バスを選択しない方も多くいると聞いている。地域コミュニティは防災防犯の点からも非常に重要だと思うが、市の政策について地域コミュニティが阻害されることについて、市はどのように考えているのか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 地域コミュニティ対策については、松並青葉地区の自治会様と協力して、今後の対策を検討していきたいと考えております。

57	その他	推進体制について、推進体制の中心は教育委員会となっている。 現状、市民が教育に対して不安を抱いている状況で、教育委員会のトップである教育委員長が1年近く不在という事態と聞いたが、本当なのか？もし本当だとした場合、代替要員を配置しなかった理由を教えてほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は市立小中学校の適正配置に関する方針です。 御意見につきましては、市幹部と共有してまいります。
58	その他	小学校では片道おおむね 2 km以内、中学校では片道おおむね 4 km以内とあるが、通学距離の目安がこの様に決まると、今後、黒内小学校区域の特に守谷駅周辺で建設されるマンションなどは守谷小学校や松ヶ丘小学校の区域に建設時の条件として事前調整し、数の調整を行うことが想定される。それにより、資産価値（学校が遠い）が下がることもありうるため教育委員会だけの問題ではないと考えるが、市としての見解を伺いたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、市立小中学校の適正配置に関する方針となります。 これまでも、通学区域をマンション別に指定してきた区域はございます。 不動産売買の価格は買主と売主との合意、需給と供給によって定まりますので、通学距離も一要因となる可能性もございますが、子どもたちのより良い教育環境確保のために御理解いただければと思います。 今後も、建築計画が判明した時点で、必要に応じて事業者との調整を十分に行い、事前に周知してまいります。
59	その他	通学区域審議会における学区編成は、地域コミュニティ、防災防犯、資産価値と暮らしと一体化した課題でもあるといった点は、より強く意識してほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、市立小中学校の適正配置に関する方針となります。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
60	その他	黒内小学校は、入学式が3回に分割して実施されると聞いている。同級生が一緒に入学式に参加できない状況についてどのように思うか？	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

			だきます。	
61	その他	他の沿線自治体と適正基準の比較はされていますが、「小規模」や「大規模」になった際の対応方法についても比較していただきたいです。つくばみらい市やつくば市と比較すると、抜本的な対策を取る意志がないと感じてしまっています。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、適正規模化策について検討するための方針であることから、適正規模化策について具体的に定めることはしていません。 適正規模化策については、部会を立ち上げる中で地域の状況を把握し、御意見を聞きながら決定してまいります。
62	その他	黒内小学区については、これから新設校の検討をするのは費用対効果としても薄いいため強く推進すべきではないと考えますが、過大規模校対策としてスクールバスを選択する子どもを増やすため、松並地区付近にバスターミナルを付けた学童施設を作るべきであると考えます。郷州小や御所ヶ丘小を選択した子どもたちは、学校が終わり次第その学童で過ごし、黒内小を選択した子どもたちもその学童を選べるようにする。そうすれば地域での子ども同士の繋がりを作ることもでき、黒内小以外の小学校を選ぶ人も増えると思います。 松並青葉の人たちが黒内小を選ぶ最大の理由は、他の小学校を選択すると近所の子どもたちとの繋がりが薄くなってしまうからです。そこをケアすることが、この制度を良いものにする最大の対策と考えます。	本方針案の内容に関する意見でない	当該基本方針は特定地域選択制度に関する方針ではありません。 児童クラブ施設は、授業終了後に子どもたちが安全に移動できる学校敷地内に設置することを基本としています。 しかしながら、特定地域選択制度により御所ヶ丘小学校及び郷州小学校に就学先変更をする児童数の変化により両校施設に不足が生じることも考えられるため、今後の動向を踏まえて、施設の設置場所、運営体制や維持管理方策など必要な事項について検討してまいります。

63	その他	スクールバス制度について、現時点では松並青葉地区とその近隣の子どもたちに限られています。本町やひがし野、百合ヶ丘等、黒内小学区かつスクールバスの通り道である地区にも対象を広げてもいいように思います。また、守谷小でも R16 年度に 30% 程度減少するのであれば、守谷小もスクールバス選択制の対象に含めてもいいように思います。守谷小であればそこまで遠くないので、選択したい人も一定数いると考えます。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は特定地域選択制度に関する方針ではありません。 スクールバスについては、特定地域選択制度を導入するに当たり、特定地域（松並青葉地区）から選択校までの通学距離が 3 km 以上となることから運行することとしたものです。このため、松並青葉地区の選択制度利用児童が優先されることとはなりませんが、利用対象者の拡大については検討の余地はあると考えます。対象者を守谷小学校に広げることについては、守谷小学校が通学区域変更可能な距離にあることから、今後の通学区域変更協議と併せ、慎重に検討していきたいと思います。 ＊令和 6 年 12 月に、バス正座席に余裕がある場合は、北園交差点を通学経路に含む地区の方が御所ヶ丘小、又は郷州小を選択する際もスクールバス利用ができることとしました。
64	その他	防災面では、市民が避難できるだけの避難場所はないと思う。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は小中学校の適正配置に関する方針となります。 御意見は、防災担当部署に伝えてまいります。
65	その他	一般的な対応策に新設とあるのに、審議会では新設について検討しないと聞いた。おかしいと思う。また、市役所で新設校の検討会議をしているとも聞いた。その会議の議事録を全て公開してほしい。審議会と同じ扱いになるのでは。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は小中学校の適正配置に関する方針となります。 学校の新設については、都市計画や人口施策も含めた市の判断が必要となりますので、審議会では判断結果について審議いただくこととなります。 新設校については、庁内関係部署による協議を経て、「守谷駅東側周辺の子育て・教育環境等を検討するための有識者会議（令和 6 年 12 月発足）」により、具体的な方向性をまとめており、議

				事録の公開は今後予定しております。
66	その他	黒内小の学級数は今年スクールバス利用者の人数を毎年加味していると聞いた。スクールバスが希望制である限り、不確かなので、加味しない人数も知りたい。移動先の小学校が不人気になったら、バスを使ってまで希望しなくなる。実際、始まる前から移動先の小学校で不快な思いをしている保護者もいる。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。P2 に出典記載のある「令和6年度守谷市児童生徒数推計」では、特定地域選択制度を加味しない推計結果も公開しています。加味しない推計では、令和10年度に児童数は1492名、普通学級数は43となり、普通学級数が過大規模でなくなる基準(30学級)となるのが令和17年度となっており、当該基本方針で採用している推計と比べると、ピーク児童数は125人、ピーク学級数は3学級多くなっています。今後の黒内小学校適正規模化策としては、特定地域選択制度のみに頼ることなく、黒内小学校通学区域全体での通学区域変更等について協議していく予定です。
67	その他	黒内の人数は松並青葉の保護者に託されると感じる。黒内全体で何か対策を考えられないか？		
68	その他	守谷中に希望者が集まった場合も知りたい。勝手に移動した小学校の学区の中学校に行くと設定しないでいただきたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は、特定地域選択制度に関する計画ではありません。特定地域選択制度を利用した児童については、小学校4年生から毎年度進学先中学校の希望を聴取し、守谷中学校生徒数推計に反映させて、早めの対応が可能となるよう進めてまいります。児童生徒数推計を行う中で、守谷中学校の教室数が不足する見込みとなった場合は、学校プール跡地への増築対応を検討してまいります。また、守谷中学校については令和3～4年度に増築しており、普通教室21室のほか特別支援教室6室を保有しており、現在のところ教室数不足は見込まれていないほか、校舎・校庭・体育館面積とも、国の設置基準より広い状況となっております。
69	その他	今の守谷中の規模を知っている保護者に18学級入るのは大丈夫なのか？と聞いたら、無理だろうとのこと。運動会など、生徒がのびのびやるのが、人数が増え、制限が出るのが残念とのこと。部活もどうやっていくのか？		

70	その他	4月から守谷中の登校時間、下校時間が北園交差点混雑緩和のため変更されると聞いた。なぜ子ども達ばかり犠牲になるのか？もっと市全体で考えてほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。御意見は今後の参考とさせていただきます。
71	その他	守谷中学校に関して、校舎の増設で済ませようと考えないでほしい。限られた敷地面積の中で増えても無理がある。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます	当該基本方針は小中学校の適正配置に関する方針となります。校舎増築を検討する場合は、特別教室や体育館の利用状況を検証し子どもたちの教育環境に配慮しながら進めて参ります。
72	その他	パブリック・コメント募集中に追加の資料を出さないでほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	御意見はパブリック・コメント担当部署に伝達するとともに、今後の参考とさせていただきます。
73	その他	何がポイントかわからないので、各審議員や学校教育課が説明会を開いてほしい。		
74	その他	市民の声を本気で聞く気があるのか？と思う。		
75	その他	・次回の審議会で答申を出すのであれば、市長を呼んでほしい。納得できない方針になるのであれば説明してもらいたい。 ・今年の3月から？教育長が審議会をずっと欠席していると聞いた。大事な適正方針を検討するのに、ずっと欠席はありえない。理由を知りたい。もし体調不良であれば早く代替りの人を出してほしい。次回は教育長出席のもと、審議会を開催してほしい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は市内小中学校の適正配置に関する計画です。いただいた御意見につきましては、市幹部と共有いたします。
76	その他	審議会のメンバーを考えてほしい。意見が言える人、当事者が良い。校長先生の出席はどうなのか？子どもの	個別案件となるため今後の参考とさ	当該基本方針は市内小中学校の適正配置に関する計画です。御意見については、今後の参考とさせていただきます、情報共有させていただきます

		ためを思っている発言に感じないときがある。	せていただきます。	ます。
77	その他	松並青葉地区は、通学区域の変更は行わないと令和 7 年度特定地域選択制度の制度説明会(令和 6 年 4 月 13 日午前開催)で説明があり、議事録にも残っている。一方で、今回の守谷市立小中学校適正配置基本方針(案)では、『令和 6 年 3 月の答申(※P30参照)に基づき、通学区域の変更等を検討』と記載されている。方針がころと変わること、子供への影響が大きく、保護者の負担となることを十分認識いただきたい。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 令和 6 年度答申において言及されている通学区域変更については、黒内小学校通学区域全体に対するものであり、松並青葉地区に限定したものではありません。また、松並青葉地区については特定地域に指定したばかりであるため、現時点では直近で検討する通学区域変更の対象地区にする予定はありません。一方で、松並青葉地区の一定数の方々から、丁目ごとに就学先を決めてほしいとの声も寄せられていることから、今後、特定地域選択制度の進捗状況を把握しつつ、地域の皆様の御意見を伺いながら、変更対象地区とするべきかどうか検討してまいります。
78	その他	黒内小学校は大幅に児童数を減らさない限り、日々の学びに影響が出てしまうことをもっと深刻に受け止めていただきたいです。過大規模であるゆえに、さまざまな活動、クラブ活動、一般的な小学校に見られるブラスバンド部などの部活動、まち探検などが実施されていない、または本来の形式や回数で実施できていないのは、コロナ禍が明けてもここまで常態化するともはや「仕方のないこと」ではなく、明らかな「体験格差」に繋がるのではないのでしょうか。	個別案件となるため今後の参考とさせていただきます。	当該基本方針は黒内小学校適正規模化策に関する計画ではありません。 市内小学校のクラブ活動については、主として4学年以上の児童で組織し、市内学校の実施回数は年間6～7回程度となっています。活動時期や内容、場所などについては学校ごとに工夫して展開している状況です。また、ブラスバンド部は現在1校のみの実施となっています。 まち探検については、全ての小学校の2 学年で実施しており、訪問先や時期などは、学校ごとに地域の協力を得ながら決定しています。 学校行事等については、大小を問わず学校規模による体験格差が生じないよう、現在、各校で工夫しながら進めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。